第１　総則

風水害対策の実施計画（例）

　１　この計画は、「平時からの事前の備え」、「風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策」、「天候回復後の点検・復旧」について実施計画を作成し、これに基づき行うものとする。

　２　策定した風水害対策の実施計画は、予防規程に添付し、保管するものとする。

　３　想定される風水害リスクと危険物施設の実態を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。見直した場合は、予防規程の変更申請を行い、認可を受けるものとする。

第２　平時からの事前の備え

　１　災害リスクの確認

　　　所長は、地域のハザードマップを参照し、当所が浸水想定区域や土砂災害計画区域に存しているか否か、降雨等に伴う浸水高さ等を定期的に確認するものとする。

該当区域（　浸水　・　土砂　）　　　（浸水想定区域の場合）浸水高　　　　　ｍ

避難先

　２　具体的な事前対策

　　　次表で定める緊急用資機材を準備するものとする。

なお、強風により施設（キャノピー等）の破損や固定給油設備等の転倒がないよう固定状況等を確認するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 緊急用資機材 | 浸水・土砂対策 | 土のう、止水板等 |
| 強風対策 | 窓ガラスの破損を防止するための保護板、養生テープ等固定給油設備等を柱に固定するロープ、ワイヤー等 |
| 停電対策 | 非常用発電機及び燃料 |
| 流出防止対策 | 油吸着材等 |

　３　訓練等の実施

　　　実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業員の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保するものとする。

　４　連絡体制の構築

　　　危険物が流出し、周辺に危害（火災、河川等の汚染）の恐れがある場合の連絡体制（消防機関等）を確認するものとする。

第３　風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策

１　防災情報の収集及び対策

　　⑴　危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、土砂流入、強風、停電等による危険性の応じた措置を講ずる。

　　⑵　この応急対策は、従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業するものとする。

２　防災情報に応じた危険物施設の対応

防災情報（警戒レベル等）に応じた危険物施設の対応を次のように定める。ただし、施設内で火災、危険物の流出等の被害が発生した場合は、これによらず必要な対応を講じるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防災情報(警戒レベル) | 住民がとるべき行動 | 危険物施設の対応 |
| **レベル１** | 早期注意情報 | 災害への心構えを高める | ・防災資機材の整備状況を確認する。・防災情報の定期収集を開始する。 |
| **レベル２** | 大雨注意報洪水注意報高潮注意報 | 自らの避難行動を確認 | ・全従業員に施設の風水害リスク及び応急措置等について確認させる。・施設の操業停止、規模縮小の準備を開始する。・従業員の避難準備を開始する。 |
| 氾濫注意情報 |
| **高齢者避難****レベル３** | **大雨警報****洪水警報** | **危険な場所から****高齢者等は避難** | ・防災資機材を使用し、計画に基づく応急措置を開始する。・施設を定期巡回し、応急措置の完了状況等を確認する。・レベル４発令までに施設の操業を停止する。・レベル４発令までに全従業員が安全な場所に避難を完了する。 |
| **氾濫警戒情報** |
| **避難指示****レベル４** | **土砂災害****警戒情報** | **危険な場所から****避難** | ・安全な場所で待機、情報収集等を継続する。 |
| **氾濫危険情報** |
| **緊急安全確保****レベル５** | **大雨特別警報** | **命の危険****直ちに安全確保！** | ・命を守る最善の行動が求められる。このような状況になる前に措置を完了し、必ず避難しておくこと。 |
| **氾濫発生情報** |
| **警戒解除** |  | ・施設を巡回し、被害状況等を確認する。・安全が確認できた後、操業を再開する。 |

＜ 風水害対策タイムライン ＞

３　具体的な応急対策

　　⑴　浸水・対潮・土砂対策

　　　ア　土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減するものとする。

　　　イ　配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出を防止するとともに、タンクや配管への土砂の混入を防止するものとする。

　　⑵　強風対策

　　　ア　飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、配管の弁等を閉鎖するものとする。

イ　窓ガラスの破損を防止するための保護板、養生テープ等により保護するものとする。

　　　ウ　固定給油設備等は、必要に応じ、ロープ等で固定するものとする。

　　⑶　停電対策

　　　ア　危険物の取扱いをあらかじめ停止するものとする。

　　　イ　非常用発電機により、施設の保全に必要な電力を確保するものとする。

　４　関係機関への通報

浸水等に伴い、危険物が流出する等、周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やかに消防機関等の各関係機関に通報するものとする。

　第４　天候回復後の点検・復旧

　　　天候回復後の点検・復旧は次によること。

　　１　再稼働について

　　　　天候回復後は、点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うものとする。

　　　　浸水した場合は、地下タンクへの水の混入の有無を確認するものとする。

　　２　浸水施設について

　　　　浸水した施設では、危険物を取り扱う設備や配管の破損等の有無を確認し、必要に応じて作動状況や気密性、危険物への水の混入防止等について点検するものとする。

　　３　火災防止について

　　　　電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険部施設内の電気設備や配線の健全性を確認するものとする。